

# 弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

( 条文のみ抜粋 )

( 趣旨 )

第 1 条 この規則は、弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 22 年弥富市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

( 指定管理者の公募 )

第 2 条 条例第 2 条第 1 項本文に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技術並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第 2 条第 1 項本文の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

( 指定管理者の指定の申請 )

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第 2 条第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務に伴い保有した個人情報の適切な管理のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況が分かるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(指定等の告示)

第4条 条例第2条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第2条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日  
(協定の締結)

第5条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) 施設の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務に伴い保有した個人情報の適切な管理のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業報告書の提出)

第6条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 施設の管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項  
(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(弥富市総合福祉センター条例施行規則の一部改正)
- 2 弥富市総合福祉センター条例施行規則(平成10年弥富町規則第17号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(弥富市いこいの里条例施行規則の一部改正)
- 3 弥富市いこいの里条例施行規則(平成14年弥富町規則第27号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(弥富市十四山総合福祉センター条例施行規則の一部改正)
- 4 弥富市十四山総合福祉センター条例施行規則(平成18年弥富町規則第45号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略